

指名停止措置について

令和4年4月20日
消費者庁

1. 指名停止業者
株式会社ネオマーケティング
2. 指名停止措置理由
成果物が契約の内容に適合しないものであり、履行義務を果たさなかったことは、不誠実な行為であると認められるため。
3. 指名停止期間
令和4年4月19日から4か月

<消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 9 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上 9か月以内